

# 平成26年度第5回庁議 会議録

[日 時] 平成26年8月25日(月) 9時～9時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 市議会定例会提出議案について (関係部局)  
会派説明報告 (企画部 福祉部 建設部 教育委員会事務局)

1 市長あいさつ

おはようございます。

まちづくり校区集会も、7月から2か月間に渡り行い、8月13日の高津校区で終わりましたが、その中で出ました課題や質問につきましては、各部局において、きちんと整理して、今後の対応をお願いします。また、来年以降の実施方法についても検討ください。

また、一昨日、昨日の2日間開催の「笑顔甲子園」も、無事成功裏に終わりました。お手伝いをいただいた職員のみなさんご苦労様でした。4回目ということで、5回目実施に向けて実施方法などを検討ください。

経済部のサマーフェスティバルもご苦労さまでした。少し天候が悪かったのですが、お疲れさまでした。

さて、9月2日に9月議会が開会予定です。9月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市議会定例会提出議案について

市長	<p>それでは、議事に入る。市議会定例会提出議案について、議案にそって企画部、水道局と順番に説明をお願いします。</p> <p>また、会派説明を行った部局は、議案の説明後、報告をお願いします。</p> <p>＜別添議案概要等資料に沿って説明＞</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告第19号、報告第20号、報告第22号、報告第23号、報告第25号、認定第2号及び議案第64号から議案第67号について説明する。</p> <p>まず、報告第19号、平成25年度新居浜市継続費精算報告については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めている「環境基本計画策定業務」について、事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告するものである。</p> <p>次に、報告第20号、平成25年度新居浜市継続費精算報告については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めている「終末処理場改築事業(水処理設備、監視制御設備)」について、事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告をするものである。</p> <p>次に、報告第22号、健全化判断比率の報告については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、実質赤字比率等4項目の、平成25年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものである。</p> <p>次に、報告第23号、資金不足比率の報告については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、水道事業等6つの公営企業会計等の、平成25年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものである。</p> <p>次に、報告第25号、専決処分した事件の承認については、平成26年度住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を専決処分したもので、140万5千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ971万7千円とするものである。</p> <p>歳入については、諸収入140万円、繰越金5千円を追加するものである。</p> <p>歳出については、仮差押えに係る供託金等を支出するため、「住宅新築資金等貸付金償還事業費」について、補償補填及び賠償140万円及び事務費5千円を追加するものである。</p> <p>次に、認定第2号、決算の認定については、平成25年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び平成25年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。決算の概要については、7月2日開催の第4回庁議で説明申し上げたので、省略する。</p>

次に、議案第64号から議案第67号までの予算議案について説明する。

まず、一般会計については、今回の補正予算は、道路整備事業等の単独事業をはじめ、感染症等予防費等の施策費のほか、経常経費について予算措置するものである。

補正予算の規模は、2億4,372万5千円の追加で、補正後の予算総額は、472億6,251万1千円とするものである。これを前年度同期と比較で、4億9,127万9千円、1.0%の減となっている。

特別会計については、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、工業用地造成事業特別会計の3会計の補正となっている。

一般会計補正予算の主な事業については、まず、単独事業では、「一般下水路整備事業」、「市単独土地改良事業」、「農道維持管理事業」及び「道路整備事業」については、市民生活に密着した道路・水路等の整備事業費を追加するもので、これら4事業で合計1億円を追加するものである。

施策費では、「近代化産業遺産まちづくり推進費」については、県外における別子銅山産業遺産についての情報発信を行うもので、昨年度の大阪に引き続き、今年度は東京六本木にて別子銅山パネル展などを開催するものである。

「地域子育て支援拠点事業費」については、新規開設拠点施設にかかる施設開設準備経費が補助対象とされたこと、及び、国・県・市の負担割合が変更されたことなどから、補助金を追加するとともに、財源補正を行うものである。

「感染症等予防費」については、予防接種法施行令等の一部改正により、本年10月より、水痘及び高齢者肺炎球菌の予防接種を実施するものである。

「災害対策推進費」については、県の市町避難対策支援強化事業費補助金を活用して、避難所への資機材整備を行うものである。

「農家台帳等整備費」については、農地法改正により、農地情報を全国で一元的に活用するためのシステム改修を行うものである。

経常経費「消防団活動費」については、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金の交付が決定したことから、消耗品費を追加するものである。

これらを賄う財源は、国庫支出金、市債などの特定財源のほか、地方特例交付金、繰入金などを一般財源として充当するものである。

特別会計については、まず、国民健康保険事業特別会計は、平成25年度決算に伴う繰越金1億876万2千円を基金積立金に充当し、補正後の予算総額を138億7,019万7千円とするものである。

次に、介護保険事業特別会計は、平成25年度決算に伴う繰越金、1億8,157万9千円を、平成25年度事業の精算に伴う償還金及び基金積立金に充当し、補正後の予算総額を135億3,365万1千円とするものである。

次に、工業用地造成事業特別会計は、観音原地区の工業用地造成事業におけ

る測量設計委託料1, 500万円を追加するもので、補正後の予算総額を3億346万9千円とするものである。

次に、企画部から「平成26年度9月補正予算について」及び「補助金公募制度の見直し（案）について」会派説明を行ったので、その概要を説明する。

まず、平成26年度9月補正予算については、まず、災害対策推進費の避難所への資機材整備については、例えば、浸水が想定される地域など、個々のニーズに違いがあるが、そういった個別の要望に応えていくことはできないか。

地域支え合い体制づくり事業費については、街かどdeカフェの事業は、事業者を選定した経緯はどういったことか。市は、地域コミュニティの再生のために自治会の加入率を上げようとしているわけだから、こういった事業の実施については、事業者より、連合自治会へ声をかけるべきではないのか。

近代化産業遺産まちづくり推進費については、昨年、大阪で開催された別子銅山展の総括をどう捉えているのか。東京開催の来客見込みはどの程度か。しっかりアピールしてほしい。

農家台帳等整備費について、どのようにデータを電子化するのか。

耕作者が死亡されたまま残っている場合があるが、今回の整理の対象となるのか。ランニングコストは発生するのか。

次に、補助金公募制度の見直し（案）については、審査方法に関する質疑では、審査時、申請者からのヒアリングはどのような形で行うのか。最終的な採否はどのような形で決定するのか。

審査会の委員構成に関する質疑等では、これまでは、委員が関係団体に偏っていた印象があるので、公平性のある人としてほしい。審査委員が決定した段階で、情報提供をお願いしたい。

それから、認定補助金については、現在、公募（公開審査対象）で申請されていた補助金でも、認定に変わるものもあるということか。今回の見直しで、認定補助金へ移行するものは、どのくらいあるのか。認定補助金は、いつ頃までに決定するのか。

その他の質疑として、以前は補助金の予算枠を決めていたため、採択されなかった事業があるが、今後は、採否が予算枠で左右されることはなくなるのか。これまでに1団体で、4事業以上申請していた団体は。広く市民に受益が及ぶ事業、例えば、文化祭の補助金は、現在どのように取り扱われているのか。

こういった質疑が出された。

水道局長

水道局からは、報告第21号ほか2件について説明する。

まず、報告第21号については、水道事業会計において、継続費を設定して事業を進めていた「水道施設監視システム更新事業」について、事業が完了し

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>たことから、継続費の精算報告を行うものである。</p> <p>平成25年度新居浜市水道事業会計決算及び平成25年度工業用水道事業会計決算については、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものである。</p> <p>なお、概要については、第4回庁議において報告しているため、説明は省略する。</p> <p>続いて、議案第68号、平成26年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）については、平成28年度から平成32年度までの水道料金等徴収及び電子計算処理業務の委託契約を締結するための、限度額が5億3,300万円の債務負担行為を追加するものである。</p> <p>内容としては、平成22年4月から実施している現行の包括的業務委託が平成27年度末をもって終了となることから、平成28年度以降も業務委託を実施するため、今年度末までに事業者を公募し、特定することとしている。</p> <p>今後とも、事務能率の更なる向上と市民サービスの質的向上を図り、安定的な水道事業経営に繋げていく。</p> <p>教育委員会事務局からは、報告第24号について説明する。</p> <p>報告第24号、「損害賠償の額の決定について」は、平成26年5月11日午後10時30分頃、新居浜市立金栄公民館に設置されていた公民館施設表示看板が、強風により損壊して吹き飛ばされ、西側道路向かい側の土地に駐車中の軽自動車に接触し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、平成26年6月30日、専決処分したので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、車両の修理に要する費用、「6万5,000円」と決定したものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われている。</p> <p>今後においては、危険箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、より一層、施設の適切な維持管理に努めていく。</p> <p>次に、教育委員会から「中学校選択制度の見直しについて」会派説明を行ったので、その概要を説明する。</p> <p>見直しについて説明後、議員からは、「選択制を導入して10年を経過しての見直しだが、これまでも議員の多くは報告にあるような課題を危惧していた。もう少し早めに対応をするべきであった。今後は影響のないような対応をお願いしたい。」との要望等があり、「子どもたちが、自分が行きたい学校を選ぶ選択肢を増やしたいとの思いで続けてきたが、子どもの安全確保、命を守るため「家庭」、「学校」及び「地域」の一層の連携強化が重要で、子どもを地域全体で育てるべきとの結論に達し、制度の見直しを判断した。今後は、いろいろな</p>
-----------------------	--

<p>建設部長</p>	<p>状況をみながら対応をしていく。」と回答した。</p> <p>また、「部活動の対応はどうなるのか。」の質疑に対し、「選択制の目的のひとつは部活動を続けたいという児童の思いを叶えるためであったが、現在の部活動は勝利至上主義的になりすぎて教育活動の一環という本来の姿から離れている。部活動を理由とする学校の変更は、児童の経験や成績、継続の意志、小学校長からの具申書などから個別かつ総合的に判断したい。」と回答した。</p> <p>建設部からは、報告1件、条例議案1件について説明する。</p> <p>まず、報告第26号、「専決処分報告」については、「市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起」についてで、1年以上の長期家賃滞納者44人に対し、平成26年5月30日付けの「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により、同年6月30日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、期限までに納付しない場合には、公営住宅法及び新居浜市市営住宅条例の規定により使用許可を取り消し、直ちに住宅の明渡しを求めると及び家賃等の支払を求める訴訟提起の手續を執ることを通知していたものである。</p> <p>この結果、請求に従い、滞納家賃の全額を支払った者11人、分割納付の誓約等を行い履行している者27人の合わせて38人を除く6人について、平成26年8月13日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものである。</p> <p>訴訟の内容としては、入居者6人及び連帯保証人10人に対し、市営住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求めるものである。</p> <p>今回提訴した6人の滞納状況は、滞納月数は1年6か月から2年までで、6人の滞納金額は、合計家賃232万8,300円と督促手数料11,800円で、合計請求金額は234万100円となっている。</p> <p>次に、議案第63号、「新居浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」は、新居浜駅周辺の交通結節点機能の強化を図ることを目的に、整備を進めてきた新居浜駅南駐車場が平成26年11月に完成予定であり、当施設を管理及び運営するため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正内容としては、まず、第3条では、駐車場の名称及び位置に新居浜駅南駐車場についての規定を追加し、また、駐車場の位置の表記を統一するために、既存駐車場である西原駐車場及び新居浜駅前駐車場の位置の表記を変更するものである。</p> <p>次に、別表に新居浜駅南駐車場の名称、区分及び駐車料金の規定を追加するもので、新居浜駅南駐車場の一時駐車に係る駐車料金については、当該駐車場を駅利用者のパーク アンド ライドを主たる目的としていることから、駐車時間が30分までは無料、30分を超える場合は、30分を超える30分までご</p>
-------------	--

とに100円を加算徴収し、24時間までごとの上限額を600円とするものである。

なお、この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行したいと考えている。

次に、会派説明については、建設部からは、「新居浜駅前32街区への民間施設の誘致について」説明を行ったので報告する。

その概要については、駅前街区の利用増進とにぎわいの創出のため、「駅前32街区活用事業」の取り組みを開始しており、当街区内の住友化学、JR四国両社の所有地を買収して、市が一体化を図り、民間施設の誘致を行うものである。今回、両社から売却と契約前の公募について合意が得られたので、本日、8月25日公募を開始するものである。

スケジュールについては、公募期間を3か月とし、その後、書類審査等を経て、プレゼンテーション・ヒヤリングを実施のうえ、事業評価を行い、最優秀事業計画を決定するものである。事業者決定まで約5か月を見込んでおり、2月下旬に決定できるものと考えている。

募集要項では、土地の処理を売却又は貸付とし、事業の条件としては業種を限定せず、「にぎわい創出に寄与する民間施設」として、幅広い提案をいただきたいと考えている。

また、事業評価では売払価格又は貸付料の価格審査の配点を20点と少なくし、地域づくりや施設づくりなど事業内容に配点を多くしている。

これらの説明後、議員からは、公募期間の短縮や審査委員会の委員構成、仮駐輪場の対応などについての意見、あるいは、32街区での建築可能な階数や想定している業種、売払の場合の買戻特約登記の内容などについての質問があり、早期事業者決定とにぎわいの創出を強く要望が出された。建設部としては今後の事務処理の短縮に努めていく。

総務部長

総務部からは、議案第58号、議案第60号及び追加提出予定の人事議案2件について説明する。

まず、議案第58号、工事施行協定の変更については、「予讃線新居浜駅南北自由通路新設工事」に関する施行協定の変更で、当初、平成24年6月議会での議決を経て四国旅客鉄道株式会社と締結した本協定については、その後、入札減少金が生じたことから、平成26年2月議会での議決を経て、既に一度、委託金額の減額変更を行っている。

今回、変更する内容は、同じく委託金額で、「9億9,123万9,000円」を、この度、全ての協定工事が完了したことから、事務費等事業費の精算を行うため、「3,279万671円」を減額し、「9億5,844万8,329円」

に変更するものである。

次に、議案第60号、新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定については、今回の改正は、国の平成26年度税制改正による「地方税法」の一部改正に伴うもので、農耕作業用等の小型特殊自動車に対する軽自動車税の税率については、地方税法第444条第3項において、軽自動車等に対する軽自動車税の税率と均衡を失しないよう条例においてその税率を定めることができる旨規定されていることから、本年3月に専決処分を行い、5月市議会臨時会で報告し、承認をいただいた軽自動車等に対する軽自動車税の税率と均衡を失しないよう、その税率の見直しを行おうとするものである。

改正の内容としては、第82条第2号イに規定している小型特殊自動車に対する軽自動車税の税率のうち、トラクター等の農耕作業用のものの税率については、年額「1,600円」から「2,400円」に、フォークリフト・リフト等のその他の者の税率については、年額「4,700円」から「5,900円」に引き上げようとするものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の軽自動車税から適用したいと考えている。

次に、追加提出を予定している人事議案については、「新居浜市公平委員会の委員の選任について」及び「人権擁護委員の候補者の推薦について」で、まず、新居浜市公平委員会の委員の選任については、新居浜市公平委員会の委員栗田敬子氏の任期満了に伴い、新たに委員の選任を必要とするため議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員伊藤勁盾氏の辞任及び高田実氏の任期満了に伴い、新たに委員の候補者を推薦するについて議会の意見を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは、議案3件と会派説明の概要について説明する。

まず、議案第59号、「新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定」については、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、法律の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたため、所要の条文整備を行うものである。

次に、議案第61号「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定」については、子ども・子育て支援法第34条第2項に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を、また、同法第46条第2項に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を、それぞれ市町村が条例で定めることが規定されていることから、平成27年度に本格施行される子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定



地域型保育事業に適合するかどうかの施設の運営基準を定め、市において確認を行うものである。

なお、特定教育・保育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園の3つに、また、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの区分に分かれている。

条例の内容としては、第1条では条例の趣旨、第2条では用語の定義、第3条では一般原則を定めており、第4条から第36条までは特定教育・保育施設の運営に関する基準を、第4条は利用定員に関する基準、第5条から第34条までは利用手続、教育・保育の提供及び施設型給付費並びに施設の管理・運営に関する基準等を、第35条及び第36条では特例施設型給付費に関する基準を定めている。

第37条から第52条までは特定地域型保育事業の運営に関する基準について定め、第37条は利用定員に関する基準、第38条から第49条までは利用手続、教育・保育の提供及び施設の管理・運営に関する基準等を、第50条では、特定地域型保育事業に準用する読み替え規定を、第51条及び第52条では特例地域型保育給付費に関する基準を定めている。

なお、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行したいと考えている。

次に、議案第62号、「新居浜市家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」については、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めることと規定されていることから、平成27年度に本格施行される子ども・子育て支援新制度において、特定地域型保育事業として位置付けられている家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業形態について、それぞれの施設における設備及び運営に関する基準を定め、市において認可を行うものである。

条例の内容としては、第1条から第21条までは、条例の趣旨、最低基準、一般原則、非常災害、職員の一般的要件、衛生管理、食事の提供等の総則を定めており、第22条から第26条までは家庭的保育事業について、第27条から第36条までは小規模保育事業について、第37条から第41条までは居宅訪問型保育事業について、第42条から第45条までは事業所内保育事業について、それぞれ設備及び運営等に関する基準を定めている。

第46条においては保育所型事業所内保育事業について、第47条では小規模型事業所内保育事業所の職員について、第48条では保育時間、保育の内容など家庭的保育事業の規定を準用する読み替え規定を定めている。

なお、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、

	<p>保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、福祉部で行った会派説明について報告する。</p> <p>福祉部では、先に説明した条例2本と子ども子育て支援新制度の概要について説明を行った。</p> <p>説明後、議員から質疑内容としては、「新制度のねらいと目的は何か。これまでの制度から質的に変わるのはどんな点か。認定こども園の予定はあるのか。事業所内保育所は何箇所あるのか。小規模保育事業に該当する施設はあるのか。新制度によって、県が認可する施設と市が認可確認する施設や事業が出てくるが、県から移管される施設はあるのか、また、認可確認の事務が増大するが、体制は十分なのか。小学校との連携はどうなっているのか。保育料はどうなるのか。年度途中において待機児童が発生するリスクは解消されるのか。」などの質疑があった。</p>
--	--

## 2 連絡事項

企画部長	<p>企画部から1点、市議会答弁書についてで、市議会答弁書については長くなっている傾向があり、質問の数の関係もあるが、最近では、2月議会の一般質問では、市長答弁と補足答弁を合わせ、答弁枚数50枚が1人、40枚が1人、30枚前後が4人で、前回の6月議会では、40枚前後が2人、30枚前後が4人で、答弁だけで30分から50分程度かかっている議員さんが質問者の半数を占めている状況である。</p> <p>今後においては、議員さんからの質問の数や質問の内容にもよるが、一括質問方式・一問一答方式のどちらの答弁についても、一つの質問に対し2枚程度を基本に、質問された事項についてのみ端的に、分かりやすくお答えいただくようお願いする。</p>
市長	<p>それでは、9月議会からの答弁について、基本的な原則であり、個々に止むを得ないこともあると思うが、原則として、1質問につき2枚以内に抑えていただくようお願いする。項目がたくさんある場合もあるが、それは、項目ごとに2枚以内ということをお願いする。</p> <p>それから、郷土美術館で31日まで行われている「天空から新居浜発見物語」が行われているので見てください。小学校校区公民館単位で、昔の懐かしい写真等の展示があり、今後これらを活用し、公民館の方で何かできるものがあれば対応をお願いする。</p> <p>他になければ、これで第5回庁議を終了する。</p>